

## 活動委員会とは

委員：消費者協会・NACS・生協の会員などから公募し、現在 12 人で構成  
 開催日：2 か月に 1 回 土曜日午後 会場：新潟市市民活動支援センター

目的：広告や規約などを、分かりやすいか、誤解させないか消費者目線で検討し、事業者に問合せや  
 任意の改善を要望することを目的とする

※ 問合せ内容は理事会で承認を得る。問題と思われる場合は検討委員会に情報提供する

### 2020年度の活動

		新型コロナウイルス感染防止のために 5 月 16 日・7 月 18 日・9 月 19 日・ 1 月 21 日の委員会開催を中止とした。
第 10 回	11/21	<p>(10 名・事務局 1 名参加)</p> <p>議題 1・入院時の保証人制度の緩和要望について          2019 年度より継続していた新潟県内の入院施設を有する病院について入院時の保障人等の条件緩和を 4 病院へ要望してきた。2020 年 4 月付け 2 病院からの回答書では、両病院とも保証人のいない患者に対しては柔軟な対応をしていること、保証人が用意できないことで入院を断ることがないとの回答をもとに、今後も入院患者の実情に合わせた一層の柔軟な対応を要望することでこの度の要望を終了することとした。(10 月 28 日付送付済み)          なお入院に関して、参加の委員から入院時にタオル・おむつなどが半強制的に斡旋される状況について問題提起が出された。この件については新型コロナウイルス収束後に情報収集することとなった。</p> <p>議題 2・バス定期券払い戻し規定について          当検討委員会へ問合せがあった案件である。バス定期券中途解約時の払戻金について、計算基準が妥当か？購入時の情報開示が十分か？などの問題提起がなされた。各委員から「約款が分かりにくい」「購入時に説明責任が果たされていない」などの意見が出された。・新潟県内の定期券を発行している全事業者へ定期券購入時の説明・情報開示の状況などについて問い合わせることになった。</p> <p>その他          1・2019 年度に T 司法書士法人の消費者に誤解を与える新聞折り込みチラシ変換の報告          2020 年 10 月配布のチラシには、色彩が薄く十分とは言えないが打消し表示が大きくなるなど改善されており、問合せした効果と思われるとの報告がなされた。さらに 2020 年 12 月配布のチラシには体験談の写真や氏名表示がなくなり、インパクトが小さくなり、問い合わせの効果と思われる。</p> <p>2・11/4 適格消費者団体：消費者支援機構関西の「双方向コミュニケーション研究会」10 周年記念シンポジウム ZOOM 開催の報告。          消費者と事業者の相互理解を生む場として、10 年間続いている。消費者団体は消費者と事業者をつなぐアダプターであり、レフェリーの役割が期待されているとの報告があり、ネットワーク新潟の将来像としての期待と捉えられるのではとの報告であった。</p>

<p>第 11 回</p>	<p>3/20</p>	<p>(会場参加 7 名+Web 参加 3 名：計 10 名・事務局 1 名参加)</p> <p>1・消費者に対してのバス定期券払い戻し規定の具体的な表示、提示方法等について公共交通事業者への問合せ</p> <p>①A 社の再問合せについておよび他 3 社の問合せを 3 月 26 日付けで発送</p> <p>②第 1 回問合せの回答に対するお礼状（2 社）を 3 月 17 日付けで発送済</p> <p>2・「新潟の生活情報誌月間キャレル」の「おひとり同志委員会」の記事に関して、活動委員会としてどのような関わり方ができるか →活動委員会の入院時の保証人制度の問題点をもとに相互の情報交換行いたい。4 月 22 日の理事会に諮問してから具体的に進める。</p> <p>3・適格消費者団体：消費者ネットおかやま学習会「ノコギリヤシエキスの新聞広告に関する差止請求権に関する提訴について」の報告</p> <p>(3) 最新の情報提供</p> <p>①特定商取引・預託法における書面交付デジタル化の動きについて 情報共有資料・ウオッチねっと「情報共有書面電子化反対チラシ」の報告あり</p>
---------------	-------------	---

